

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター
役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程を次のとおり定める。

令和7年4月1日

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター理事長

公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター
役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

平成22年10月19日制定

令和7年4月1日改正

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター（以下「この法人」という。）の定款第15条、第34条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 会長、副会長及び顧問とは、この法人の定款第35条及び第36条によって理事会の同意を得て理事長が委嘱した者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。

3 常勤役員以外の理事、監事及び評議員は、無報酬とする。

4 会長、副会長及び顧問は、無報酬とする。

5 役員等、会長、副会長及び顧問には、退職慰労金を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、一人年額400万円以下とし、常勤役員の報酬月額は、報酬月額表(別表)のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 常勤役員の報酬の支給日、支給方法並びに月額から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準じる。現金支給については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 新たに就任した常勤役員の当月の報酬は、就任日から日割り計算により、常勤役員が退職したときは、同様に退職日までを支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の計算方法は職員給与規程に準ずる。

(費用)

第7条 この法人は、役員等、会長、副会長及び顧問がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表

常勤役員報酬月額表

号	月額 (円)
1	2 0 0, 0 0 0
2	2 1 0, 0 0 0
3	2 2 0, 0 0 0
4	2 3 0, 0 0 0
5	2 4 0, 0 0 0
6	2 5 0, 0 0 0
7	2 6 0, 0 0 0
8	2 7 0, 0 0 0
9	2 8 0, 0 0 0
1 0	2 9 0, 0 0 0
1 1	3 0 0, 0 0 0
1 2	3 1 0, 0 0 0
1 3	3 2 0, 0 0 0
1 4	3 3 0, 0 0 0